



2017年5月1日

各位

会社名 日本電信電話株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 鵜浦 博夫
(コード番号9432 東証第一部)

株式会社NTTドコモにおけるインドTata Teleservices Limitedの株式に係る 執行判決について

当社子会社である株式会社NTTドコモは、2016年6月24日（金）付「インドTata Teleservices Limitedの株式に係る仲裁裁定について」にてお知らせいたしました、同社が保有するインドの通信事業者Tata Teleservices Limitedの株式に係る仲裁裁定について、2017年4月28日（金）、インド・デリー高等裁判所（the High Court of Delhi）より執行判決を取得いたしましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

以 上

<本件に関する問合せ先>

日本電信電話株式会社 IR室

瀬戸口、渡邊

TEL : 03-6838-5481

FAX : 03-6838-5499



2017年5月1日

各 位

会 社 名 株式会社NTTドコモ
代表者名 代表取締役社長 吉澤 和弘
(コード：9437、東証第一部)
問合せ先 総務部 株式担当
(TEL. 03-5156-1111)

インド Tata Teleservices Limited の株式に係る執行判決について

2016年6月24日(金)付「インド Tata Teleservices Limited の株式に係る仲裁裁定について」にてお知らせいたしました、当社が保有するインドの通信事業者 Tata Teleservices Limited(以下、TTSL)の株式に係る仲裁裁定について、当社は、2017年4月28日(金)、インド・デリー高等裁判所(the High Court of Delhi)より執行判決を取得いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 執行判決取得までの経緯

当社は、2016年6月23日(木)、ロンドン国際仲裁裁判所(London Court of International Arbitration)よりTTSLの株式に係る仲裁裁定(以下、LCIA 仲裁裁定)を受領いたしました。その後、当社は、2016年7月8日(金)、インド・デリー高等裁判所に対しインド国内におけるLCIA 仲裁裁定の執行を求める訴えを提起し、2017年2月25日(土)、Tata Sons Limited(以下、タタ・サンズ)と共同で同裁判所に対し、当該訴えに対する執行判決を求める申立てを行いました。今回、この申立てを受け、同裁判所が2017年4月28日(金)に当社とタタ・サンズの申立て内容を認める判決を下したものです。

2. 執行判決の要旨

本執行判決は、タタ・サンズとの間の共同申立て内容に従うものであり、以下の内容を含みます。

(1) LCIA 仲裁裁定のインド国内における執行を認め、タタ・サンズが既にデリー高等裁判所に預託している約1,180百万米ドル(約1,300億円)※を当社に対し引き渡すことを命じる。

(2) 当社は、上記金額の受領と同時に、保有するTTSL株式をタタ・サンズに引き渡す。

※ 1米ドル=111.29円(2017年4月30日(日)時点)

3. その他

本判決に基づく送金はインド競争委員会(Competition Commission of India)への株式移転の届出等の必要な手続きを履践した上で行われます。そのため、具体的な入金時期は未定ですが、本判決に伴い当社業績に重要な影響が生じる場合には速やかに開示いたします。

以 上